

【消毒費用】

- ・ 消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）
- ・ その他消毒設備
- ・ 消毒液・アルコール液
- ・ 除菌玄関マット
- ・ 除菌ボックス
- ・ 除菌シート
- ・ 歯ブラシ除菌ホルダー（電子機器）
- ・ うがい薬
- ・ うがい器
- ・ 次亜塩素酸水（および生成給水機）
- ・ ディスペンサー
- ・ ハンドソープ、ハンドジェル
- ・ 消毒作業の外注

【マスク費用】

- ・ マスク
- ・ ゴーグル
- ・ フェイスシールド
- ・ ヘアネット
- ・ 防護服
- ・ 防護キット
- ・ 衛生エプロン

【清掃費用】

- ・手袋
- ・ゴミ袋
- ・石けん
- ・洗剤
- ・漂白剤
- ・使い捨てスリッパ
- ・清掃作業外注

【飛沫対策費用】

- ・商品防護ケース
- ・商品防護資材
- ・アクリル板、透明ビニール、シート・カーテン
- ・防護スクリーン
- ・固定席の間引き、客席間仕切り板
- ・フロアマーカ―
- ・デリバリー専用カウンター

【換気費用】

- ・換気設備（エアコン、換気扇、空気清浄機、サーキュレーター、工業用扇風機、家庭用扇風機）
- ・網戸の新設
- ・網戸の張替
- ・換気扇、エアコン等換気設備クリーニング外注
- ・エアコン抗菌コート代、フィルター交換代
- ・スポットクーラー

【非接触型対応費用】

- ・ キャッシュレス機器
- ・ セルフレジ
- ・ タッチレスフック
- ・ キーレスシステム
- ・ インターホン
- ・ コイントレー
- ・ テイクアウト・デリバリー用物品
(容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、保温バッグ、クーラーボックス等)
- ・ 出前機
- ・ 自動ドア
- ・ 非接触型自動水栓（蛇口）
- ・ タッチレススイッチ

【その他の衛生管理費用】

- ・ トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ用品
- ・ 体温計
- ・ サーモカメラ
- ・ 携帯型アルコール検知器
- ・ ユニフォームのクリーニング外注
- ・ 従業員指導等のための専門家活用
- ・ その他

【PR費用】

- ・ ポスター
- ・ チラシ、のぼり
- ・ ステッカー
- ・ P O P

ア 必要な経理書類を用意できないもの

イ 自社内部の取引によるもの

ウ 汎用性があり目的外で利用可能なもの（パソコン、スマートフォン、タブレット、PCカメラ、ヘッドセット・タブレット周辺機器、洗濯機、布団乾燥機、食器洗浄機、ハンディファン、掃除機、高圧洗浄機、スチームクリーナー、モップ、箒、テーブルクロス、加湿器、シャワートイレ）

エ 汎用性があり目的外で利用可能なもの

（車両、バイク、自転車、ハードディスク、サーバーの購入等）

オ 中古品(新古品含む)

カ 販売または有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費

キ オークションによる購入（インターネットオークションを含む）

ク 家賃、保証金、敷金、仲介手数料等不動産の賃貸に際し必要となる経費

ケ 電話代、インターネット利用料金等の通信費

コ 名刺、文房具、その他事務用品等の消耗品代

（名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入など、感染防止対策目的であることが明確でないものは助成対象外）

サ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

シ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待、見舞金の費用

ス 不動産の購入・取得費、修理費、車検費用

セ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用

および訴訟等のための弁護士費用

ソ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

- タ 公租公課
- チ 各種保証・保険料・保証期間延長料金・リサイクル料金
- ツ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- テ 免許・特許等の取得・登録費
- ト 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- ナ 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ニ 役員報酬、直接人件費
- ヌ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ネ 助成金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ノ 靴（長靴等）、本（感染症対策の本、雑誌等）、ECサイトの構築、HPの構築・改修、抗体検査費用、ネット販売・予約システムの構築、スマートフォンによる受付システム構築、食材などの材料費、事業所の改修費、リフォーム費用、既存設備の劣化不良による修繕費用（感染防止対策のための費用は除く）、安全祈禱やお祓いに係る費用、広告出稿、動画作成
- ハ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

助成対象経費全般にわたる留意事項

ア 事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行うこと。

助成対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、

かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

イ 通常の生産活動のための設備投資の費用は助成対象とならない。

ウ 同一の助成対象経費で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、

または、受けることが決定している場合には、この助成金に応募することはできない。